



YAMATO TRANSPORT (S) PTE. LTD.

Co. Reg No. 198302553K / GST Reg No. M2-0060865-8

お客様各位

シンガポールヤマト運輸をご利用頂き、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の発生およびシンガポール政府より施行されました **Circuit Breaker** により、**2020年4月7日(火)** から **2020年5月4日(月)** (4月9日時点) まで、平常業務に影響がでております。以下に弊社の対応をご案内致します。

一 宅急便サービスについて

政府より運営継続認可がございましたが、通信販売の貨物が急増しており、お届けに遅れが生じております。

感染拡大にともなう一時的な対応として、非対面でのお受け取り方法(置き配)についてご案内します。弊社ドライバーがご自宅にお伺いした際に、インターホン等でご希望をお知らせください。ご希望されるお客様は、ご自宅の玄関前への置き配を実施致します。

*お荷物は速やかにお引き取りをお願いします。

*上記の場合、受領印はいただきず、弊社ドライバーが置き配後の状態の写真を撮影することをもって受領印に代えさせていただきます。

*お電話等でのご依頼による、ご不在中のお届けについては承ることができませんので、予めご了承ください。

宅急便のお問い合わせについては、弊社ウェブサイトのお問い合わせフォーム、またはホットライン(1800-2255-888)までお問い合わせください。

一 引越業務について

政府より国際および国内引越の運営継続認可を得ております。

※運営継続認可は4月9日時点での状況でございます。Covid-19の感染状況次第では、政府の規制がより厳しくなり、運営への影響が予想されます。

以下についてご留意の程お願いします。

1. コンドミニウムについて：

一部のコンドミニウムにて、弊社の認可有無にかかわらず、立ち入りを禁止している場所がございます。恐れ入りますが、事前にコンドミニウムのマネジメントオフィスにて、引越業務の可否をご確認願います。

*スタッフ人員の制限もあり、1日でのご対応可能件数に限りがある場合がございます。

2. 国際引越について

航空会社の大幅な減便により、航空便輸送に日数を要しております。

また減便による航空運賃値上げにより、航空便お引越し料金も平常時より高額となっております。

3. 引越しのお問い合わせについて

政府からの在宅勤務要請に基づき、現在オフィスに在籍するスタッフ数を最小限にする施策をとらざるを得ない状況でございます。この為お電話での対応が難しく、可能な限りメールにてご連絡いただきますようお願い致します。また平常時よりご返信にお時間要しますこと、ご理解ご了承の程お願いします。

引越しに関するお問い合わせ：removal@yamatosingapore.com

ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解ご了承の程お願い申し上げます。